



宮崎県公報

平成26年4月10日(木曜日) 第2580号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

告示

- 登録研修機関の名称又は所在地等の変更……………(長寿介護課) 1
○都市計画法に基づく区域の指定(2件)……………(建築住宅課) 1

頁

公告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 1
○公共測量の終了……………(管理課) 2

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2
○検定合格者審査の実施について…………… 2

告示

宮崎県告示第273号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条の規定により、登録研修機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	
株式会社 ヒューマン ンコール	東京都中央区 銀座3丁目13 番4号	株式会社 ヒューマン ンコール	宮崎市上野町 4番7号	平成26年 3月18日

宮崎県告示第274号

都市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号)第3条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり指定した。

平成26年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 区域の名称
門川町小園・城屋敷地区
- 区域の範囲
門川町小園・城屋敷地区(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 指定を行った期日
平成26年3月31日
- 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課

宮崎県告示第275号

都市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号)第3条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり指定した。

平成26年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 区域の名称
門川町中村地区
- 区域の範囲
門川町中村地区(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 指定を行った期日
平成26年3月31日
- 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課

公告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
200ℓ券1枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
200ℓ券 H 3300298
- 有効期間
平成25年4月22日から平成26年1月6日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組合 江平給油所
- 紛失年月日
平成26年1月10日

宮崎県公報第2523号により公告した公共測量（カラー撮影、同時調整、写真地図作成）が平成26年3月24日終了した。

平成26年4月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年4月10日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	平成26年6月25日（水）から6月27日（金）及び6月30日（月）から7月3日（木）まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
 宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講

申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	平成26年5月12日（月）から5月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 受講申込みの受付が終了後、その旨、宮崎県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に連絡すること。

また、本件に関する問い合わせについても、宮崎県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5

条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者（以下「旧検定合格者」という。）に対する審査（学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年4月10日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検定に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る2級の検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る1級の検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る2級の検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る1級の検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る2級の検定に合格した者

2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

(1) 検定規則施行日（平成17年11月21日）において、現に、旧検定に係る業務に継続して1年以上従事していた者

(2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者

3 審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	平成26年6月26日（木）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

5 審査の実施要領

(1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にはのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成26年5月12日（月）から5月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書1通

(2) 旧検定合格証の写し1枚

(3) 写真1葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発

行の旧検定合格証の所持者に限る。)

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。